



茨城労働局発表  
令和元年11月29日(金)

【照会先】

茨城労働局雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進監理官 関 英之  
雇用環境改善・均等推進指導官 渡邊朋子  
(電話) 029-277-8295 (8294)

## どうなる？ どうする？ あなたの会社の「働き方」Ⅱ

### 12月16日に「働き方改革・ハラスメント対策セミナー」を開催

～12月は職場のハラスメント撲滅月間です～

「働き方改革関連法」により、2020年4月からは残業時間の上限規制が中小企業へ適用されるとともに、非正規雇用労働者と正社員との間の不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）への対応が求められます。また、本年6月5日の労働施策総合推進法の改正を受け、1年以内に大企業におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務となります。

このため、「どうなる？ どうする？ あなたの会社の「働き方」Ⅱ」と題して、下記のとおり「働き方改革・ハラスメント対策セミナー」を開催します。

セミナーでは、働き方改革関連法の原案に携わった専門家（東京大学教授：水町 勇一郎）からの詳細説明や改正健康増進法で強化された受動喫煙対策のコンサルタントによる説明のほか、茨城労働局の担当官がハラスメント対策についての解説も行います。

なお、茨城労働局では、雇用環境・均等室にハラスメント対応特別相談窓口も開設します。

### 「働き方改革・ハラスメント対策セミナー」

- ◇日 時 令和元年12月16日(月)13:00～
- ◇場 所 つくば国際会議場 多目的ホール  
(つくば市竹園 2-20-3)
- ◇定 員 500名(先着順)
- ◇参加料 無料

<内容>

- 働き方改革関連法本格施行—準備と課題—  
～どうする中小企業への上限規制、どうなる非正規雇用～
- 受動喫煙対策について
- ハラスメント対策について

<添付資料>

- 資料1： どうなる？ どうする？ あなたの会社の「働き方」Ⅱ（案内チラシ）
- 資料2： パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！（リーフレット）
- 資料3： ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！（リーフレット）